

金融トラブルに 注意しましょう!

~悪質な手口があなたを
狙っています~



1 給与の買取り(給与ファクタリング) をうたった違法なヤミ金融

給与債権の買取りを偽装して、法外な利息で金銭を貸し付けます。
家族や勤務先へのしつこい電話、大声での恫喝等で返済を迫ります。

POINT

「給与ファクタリング」などと称して、給与債権の買取りを偽装してお金を交付し、個人を通じて資金を回収する業務は貸金業に該当します。貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者は、違法なヤミ金融業者です。



2 後払い(ツケ払い)現金化

形式的には商品を後払いで販売し、その商品のレビューの投稿などを条件に、謝礼やキャッシュバック等の名目で先に現金を融通します。商品代金を支払えなくなった場合、執拗な取り立てを受けたり、購入時に提供した個人情報が悪用される危険性があります。

POINT

商品の価値と販売価格が必ずしも見合っていない、商品代金と先に受け取った金銭との差額が高額になるといった特徴があります。



「ヤミ金融」・・・国(財務局)・都道府県で貸金業登録を受けていない違法な業者(無登録業者)のことをいいます。



東京都 東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

金融トラブルに 注意しましょう!

～悪質な手口があなたを
狙っています～



3

SNS等を通じた個人間融資

個人を装ったヤミ金融業者がSNS等を通じて違法な高金利の貸付けを行います。また、SNS等で提供した個人情報が他の犯罪に悪用される危険性があります。

POINT

- 個人であっても反復継続する意思をもって金銭の貸付けを行うことは、「貸金業」に該当します。貸金業を営むには、国または都道府県の登録を受ける必要があります。
- 無登録で不特定多数が閲覧可能なSNS等で「お金を貸します」などと書き込んで契約の締結を勧めることは、貸金業法において禁止されている「貸金業を営む目的をもって、貸付けの契約の締結について勧誘をすること」に該当する恐れがあります。



「おかしいな」「困ったな」と思ったら
以下の相談窓口にご連絡ください。

ご連絡・お問合せ先

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

☎03-5320-4775

財務省関東財務局東京財務事務所
☎03-5842-7015

警視庁総合相談センター
☎#9110または03-3501-0110
相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

日本貸金業協会貸金業
相談・紛争解決センター
☎0570-051-051

都知事登録の貸金業者と都に寄せられた無登録業者の一覧は、
東京都産業労働局のHPでも確認できます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/search/> ▶



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R80
古紙パルプ配合率80%再生紙を使用